

**北本市老朽空き家等解体補助金
完了報告書兼請求書の添付書類チェックリスト**
(工事完了後、30日以内に提出します)

添付書類		確認欄	備考
全員提出	①請負契約書等のコピー		
	②費用の内訳を示す書類 (工事費用内訳書や、費用内訳の記載がある請求書等)		契約書等に 「工事内容については見積書参照」 「契約書及び見積書で契約を締結します」 等の記載があれば見積書でも可。 (動産処分がある場合は処分費が分かるものを提出して下さい。)
	④領収書等のコピー		A T Mの振込明細書も可。
	⑤解体後の現場写真		更地であることを確認します。
該当者のみ	委任状		申請者以外が手続きをする場合は提出して下さい。(任意書式) (提出済みの場合は不要)

- ※**工事内容や金額が変更になる場合、変更申請が必要になる**ことがあるため、下記担当窓口までご相談ください。
- ※工事内容や金額が変更になった場合、添付書類については変更後の金額・内容のものを提出してください。
- その他不明な点等あれば、下記担当窓口にご相談ください。

担当窓口
建築開発課 営繕・住宅担当
☎ : 048-594-5574